

公益財団法人青森県体育協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人青森県体育協会と称し、英文では、Aomori Sports Association (略称 ASA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青森県における県民スポーツの統一組織としてスポーツを振興し、県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興に関すること。
 - (2) スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツの育成に関すること。
 - (3) 青少年スポーツセンターの管理運営に関すること。
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2 前項の事業については、青森県内において行うものとする。

第3章 加盟団体等

(加盟団体)

第5条 この法人は、次のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 青森県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟競技団体」という。）
- (2) 青森県内の各市町村におけるスポーツを総合的に統轄する市町村体育協会等であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟地域団体」という。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、青森県を単位とする学校体育団体等、スポーツに関

する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第6条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

(脱退等)

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2 加盟団体が第5条各号に掲げる資格を失ったとき又はこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(必要事項)

第9条 前4条に規定するもののほか、加盟団体の加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

(賛助会員)

第10条 この法人に賛助会員を置くことができる。なお、賛助会員に関する事項は理事会の決議を経て別に定める。

第4章 資産及び会計

(資産)

第11条 この法人の資産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。重要な資産の全部又は一部を処分しようとするとき及び重要な資産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に評議員100名以内を置く。

(選任及び解任)

第 17 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、評議員会が推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員の選任及び評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

(任期)

- 第 18 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第 19 条 評議員は無報酬とする。

(構成及び権限)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

(3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 重要な資産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 重要な資産の処分又は除外の承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長並びに評議員会に出席した理事及び評議員のうち、評議員会において選定された議事録署名人それぞれ 1 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 役員等

(種類及び定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 30 名以内

(2) 監事 3 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、8 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対しては報酬等を支給しない。

ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(負担金)

第32条 理事は、理事会において別に定める負担金を毎年納入することとし、評議員についても同様とする。

(顧問等)

第33条 この法人に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及び本県スポーツの功労者のうちから、理事会の推薦より会長が委嘱する。

3 参与は、この法人の理事又は監事であった者及び特に理事会が推薦した者につき会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は無報酬とする。

(顧問等の職務)

第 34 条 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

2 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるができる。

第 8 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は会長とする。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(運営)

第 37 条 理事会の運営については、理事会が別に定める。

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した業務執行理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 青森県スポーツ少年団

(青森県スポーツ少年団の設置)

第41条 この法人に、青森県内のスポーツ少年団によって構成する青森県スポーツ少年団を置く。

2 青森県スポーツ少年団の設置に関する規定については、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

第42条 青森県スポーツ少年団は、第4条第1項第2号に掲げる事業その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

第10章 委員会

(委員会)

第43条 この法人には、理事会の決議を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、第4条に定める事業を遂行するのに必要な事項について審議し、審議結果を理事会に報告する。

(名称等)

第44条 各委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(委員長)

第45条 各委員会には、委員長を置き、委員の中から会長が委嘱する。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。なお、事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第12章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 17 条についても適用する。

(合併等)

第 48 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 か月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 13 章 公示の方法

(公告)

第 52 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 14 章 補則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 12 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 蝦名武 橋本精二 木村隆文 春藤英徳 佐藤眞 長崎昭義 油川和世
高橋弘一 成田一憲 武田哲郎 奥静子 佐々木孝之 太田尚人 岡村良久
山口廣道 菊池巖弘 澤内和興 竹中晋也 駒井昭雄 小田桐稔 新保俊彦
三上雅也 工藤峰靖 大久保明高 石田孝義 古川昭二 米内正明 田中正治
平野敏彦 賀佐鶴道
監事 柳谷順三 築田兼男

4 この法人の最初の会長は、蝦名武とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

工藤利雄 橋本恭二 高橋昇士 葛原満 神孝幸 高坂泰行 太田毅 千葉吾市
阿保秀三 高橋常治 山本光豊 白崎文男 齋藤直人 樋口純 丸谷浩基
細越利男 成田幸成 高木達 伊藤眞琴 豊巻哲司 藤森俊 金浜文雄
櫻田一雅 宮野進 笹木正信 中川原義定 山内浩司 福士文敏 沼舘孝雄
寺澤良悦 宮崎徹 山崎久造 川端満 相馬正 伊藤與四吉 田澤研吉
若井弘司 川越流美子 幸林周逸 長内哲男 船越陽介 塩谷喜兵衛 小倉英章
秋元秀三 三浦富男 米谷恵司 奥村吉昭 川村一夫 立花正志 米田博昭
関良 加藤稔 塩谷義樹 柴田欽一 山本薫 中嶋與志久 柴田正人
出町幸太郎 坂本俊生 清野智博 目澤伸一 奥野正行 成田博昭 福村親男

三浦義則 牧野正蔵 今岡慶三 石澤清 加藤哲郎 金子光雄 小鹿重一
宮本一男 柴田鶴雄 会津正彦 米澤勝義 平田博幸 外崎俊一 鈴木和久
成田一三 小野新逸 坂田峰之 熊谷晴雄 田島政義 田中孝雄 北舘和人
沼山光雄 橋本隆春 小向良 廣谷亮介 小山卓臣 前田亮 田中晃 奥山忠
松尾博由 井畑博明 工藤忠善 大前典男 中平秀夫

6 この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。